

総務市民常任委員会会議録

〔令和7年3月定例会〕

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和7年3月5日(水)会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
10:00	議案第5号	筑紫野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び筑紫野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の制定について	人事課	4
	議案第6号	筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画政策課	7
	議案第9号	筑紫野市子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	国保年金課	10
	議案第17号	令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について	国保年金課	12
	議案第25号	令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算について	国保年金課	14
	議案第29号	令和7年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算について	国保年金課	20
	議案第7号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務課	25
	議案第26号	令和7年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	人権政策・男女共同参画課	27
	議案第19号	令和6年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算(第1号)について	管財課	30
	議案第31号	令和7年度筑紫野市二日市財産区特別会計予算について	管財課	31
	議案第20号	令和6年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算(第1号)について	管財課	34
	議案第32号	令和7年度筑紫野市御笠財産区特別会計予算について	管財課	36
	議案第21号	令和6年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算(第1号)について	管財課	41
	議案第33号	令和7年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計予算について	管財課	44
	議案第8号	筑紫野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	危機管理課	53
	所管事務調査	食物アレルギー避難者に対しての備蓄品確認について	危機管理課	54
	所管事務調査	投票環境の向上について	選挙管理委員会 事務局	57
	所管事務報告	令和6年度 行政評価の運用結果について	企画政策課	63

令和7年第2回(3月)筑紫野市議会定例会
総務市民常任委員会

○日 時

令和7年3月5日(水)午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員(7名)

委員長	八尋一男	副委員長	白石卓也
委員	上村和男	委員	高原良視
委員	山本加奈子	委員	佐々木忠孝
委員	赤司祥一		

○欠席委員(0名)

○傍聴議員(9名)

議員	西村和子	議員	古賀新悟
議員	檜木孝一	議員	吉村陽一
議員	春口茜	議員	宮崎吉弘
議員	段下季一郎	議員	辻本美恵子
議員	城健二		

○一般傍聴者(1名)

○出席説明員(19名)

企画政策部長	宗貞繁昭	企画政策課長	中尾泰明
情報管理担当係長	花田聡	企画政策担当係長	齊田誠
人事課長	永田貴也	人事担当係長	中村淳二
総務部長	嵯峨栄二	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	前田英徳
総務担当係長兼選挙担当係長	市川勝也	法務担当係長	安藤高宏
危機管理課長	中村昭治	管財課長	永利俊美
管財担当係長	橋本泰晴	人権政策・男女共同参画課長	谷典士
人権・同和政策担当係長	田川誠	市民生活部長	杉村真子
国保年金課長	坂田浩章	国保担当係長	宮下無双

医療年金担当係長 藤 本 光 信

○出席事務局職員（3名）

局 長 荒 金 達 課 長 高 木 美智子
主 事 井 形 光 介

開会 午前10時00分

○委員長（八尋一男君） 皆さん、おはようございます。それでは、定刻になりましたので、総務市民常任委員会を開会いたします。

傍聴の件をお諮りいたします。

9名の議員が傍聴に出席しておりますので、先に御報告しておきます。

続いて、本常任委員会に一般の市民の方1名より傍聴の申出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、傍聴の申出を許可することに決しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時01分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

皆さんに念のため申し上げますが、会議中、発信のある方は、挙手をしていただき、私、委員長から指名を受けた後に、マイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として、議会だよりに掲載する案件などを予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

議題に入ります前に、宗貞部長がお見えですので御挨拶をいただいて、併せて出席職員を紹介をお願いいたします。

部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 改めまして、おはようございます。企画政策部の宗貞でございます。

本日は、企画政策部人事課のほうから、議案第5号、筑紫野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び筑紫野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部

を改正する条例の制定の件について御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

出席職員の紹介をさせていただきます。

人事課長の永田でございます。

○人事課長（永田貴也君） 永田でございます。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 人事課人事担当係長の中村でございます。

○人事担当係長（中村淳二君） 中村です。よろしくお願い致します。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、議案第5号、筑紫野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び筑紫野市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

執行部から説明をお願いします。永田課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、議案第5号について御説明をさせていただきます。提案内容補足説明書の9ページをよろしくお願いいたします。

まず初めに、筑紫野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正についてでございます。

改正の趣旨といたしましては、仕事と育児・介護の両立を図り、育児期の柔軟な働き方を進めることや、介護を理由とした離職を防止するための措置を義務化することを目的に、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策支援法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が制定されたことを受け、また、この法律が本年4月1日に施行されることに伴い、条例を改正するものでございます。

具体的な改正内容でございますが、まず1点目といたしまして、時間外勤務の制限の対象者の拡大でございます。

これまでは3歳未満の子を養育する職員を対象としていたところを、小学校就学前の子を養育する職員に対象を拡大するものでございます。

次に2点目といたしまして、介護離職防止のための職員への周知でございます。介護に直面した旨の申出をした職員に対して、介護休暇や介護休業手当金などの仕事と介護を両立するための支援制度についての内容を個別に周知をいたしまして、制度利用の意向を確認することを条例に明記いたします。

続いて、10ページをお願いいたします。

40歳に到達した職員に対して、早い段階で介護両立支援制度の内容についての情報を行うことについても併せて条例に明記するものでございます。

次に、筑紫野市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例の改正についてでございます。

改正の趣旨といたしましては、国において一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律が制定され、この法律において地方公務員法の一部を改正する法律が改正されたことを受け、条例を改正するものでございます。

具体的な改正内容でございますが、地方公務員法の附則第9条第2項が削られ、第3項以下が1項ずつ繰り上げられたことに伴い、改正する条例の附則第11条の規定における地方公務員法の引用箇所を第9条第3項から第2項に改めるものでございます。

続いて、議案について説明をさせていただきます。議案書の40ページをお願いいたします。

まず、第1条におきまして、筑紫野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正を規定しております。

条例第8条の2第2項に定める職員の時間外勤務の制限対象を小学校就学前の子を養育する職員に改めるものでございます。

また、本条例に第15条の3を新設し、介護に直面した職員への仕事と介護の両立に関する制度の周知と意向確認を行うこと、また、40歳に到達した職員への情報提供を行うことを新たに定めるものでございます。

次に、第2条においては、筑紫野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の改正について規定をしており、附則第11条中の地方公務員法からの引用箇所を附則第9条第3項から附則第9条第2項に改めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。今回の見直しの中に、子の看護休暇の見直しというのが入っていたと思うんですけど、これについてはもともと看護休暇が条例にあるのか、探せなかったのか、それをお尋ねいたします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） 子の看護休暇につきましては、上位法である今回の育児介護休業法の改正の中に含まれてはいますが、既に事前の取組として子の看護休暇については、義務教育終了前の子を養育する職員が取得できるという形で既に規定をしておりますので、今回は改正を行う必要がないというか、行っておりません。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 安心しました。そしたら今回改正したときには、理由も感染症に伴う学級閉鎖のときとか、入園・入学式とか卒園式も対象になってるけど、それも取れるということがいいんですね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） はい、委員がおっしゃるとおりで、既に学校行事とか感染症に伴うこととかも既に取得可能と規定しておりますので、全て反映している形になります。以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第5号について討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第5号、筑紫野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び筑紫野市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決するものと決しました。

所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。

————— . ————— . —————
休憩 午前10時10分

再開 午前10時10分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議題に入ります前に、宗貞部長より出席職員の御紹介をお願いします。
部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 引き続きまして、企画政策部企画政策課のほうから議案第6号、筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定の件について御説明申し上げます。よろしく御審議いただきたいと思います。

出席職員の紹介をさせていただきます。
企画政策課長の中尾でございます。

○企画政策課長（中尾泰明君） 中尾でございます。どうぞよろしくお願いします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策課情報管理担当係長の花田でございます。

○情報管理担当係長（花田 聡君） 花田です。よろしくお願いします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） よろしく願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしくをお願いします。

それでは、議案第6号、筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いします。中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。議案書につきましては41ページ、提案内容補足説明書につきましては15ページでございます。

本日は、補足説明書15ページからを中心に説明させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

まず、今回の条例改正でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び筑紫野市障がい者更生訓練費支給規則、これら法令の一部改正に伴い、条例において引用する規定に変更が生じるため、条例の一部を改正するものでございます。

具体的な内容でございますが、補足説明書16ページの新旧対照表を御覧いただけますでしょうか。

まず、第2条関係でございます。今回上位法の改正、マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載のため、番号利用法が改正されまして、法第2条第8項にスマートフォンのみで番号利用法上の本人確認を可能とするカード代替電磁的記録に関する規定が設けられたところでございます。この改正に伴いまして、従前の法第2条第8項が第9項に、第12項が第13項に、そして第14項が第15項となる条ずれが生じておりますので、これらを引用する条例第2条第2号から第4号までを改正するものでございます。

次に、別表関係でございます。

障がい者支援施設に入所し就労移行支援などを受ける障がい者に更生訓練費を支給する障がい者更生訓練費支給規則の一部を令和6年度中に改正をしたところでございますが、この改正に際しまして障がいの「害」の字の表記を平仮名へと改めたところでございます。そのため別表中、同規則名称を引用する部分について、今回改正をさせていただきたいというものでございます。

内容につきましては以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 説明ありがとうございます。この改正というか、法の施行日を探したけど分からなかったもので、施行日を教えてください。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 法の施行日でございますけれども、令和7年4月1日でございます。

○委員長（八尋一男君） すみません、令和7年の……。

○企画政策課長（中尾泰明君） 4月1日でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第6号について討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第6号、筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

ここで部の入替えのため、しばらく休憩いたします。ありがとうございました。

—————・—————・—————
休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議題に入ります前に、杉村部長がお見えですので、御挨拶をいただき、併せて出席職員
の御紹介をお願いします。

部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 委員の皆様、おはようございます。市民生活部の杉村です。

市民生活部所管で本委員会に提案いたしますのは、国保年金課所管で説明順に、議案第9号の条例の一部改正、第17号の令和6年度特別会計補正予算、第25号、第29号の令和7年度特別会計当初予算の4件でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、国保年金課職員が自己紹介をさせていただきます。

○国保年金課長（坂田浩章君） 国保年金課長、坂田と申します。よろしくお願いたします。

○医療年金担当係長（藤本光信君） 医療年金担当係長をしています藤本と申します。よろしくお願いたします。

○国保担当係長（宮下無双君） 国保担当係長、宮下です。よろしくお願いたします。

○委員長（八尋一男君） よろしく申し上げます。

それでは、議案第9号、筑紫野市子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いします。坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 議案第9号、筑紫野市子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして御説明をさせていただきます。

議案書51ページから53ページ、提案内容補足説明書33ページから38ページとなります。説明の内容につきましては、提案内容補足説明書33ページを御覧いただきたいと思います。ただいまから通知をさせていただきますので、よろしくお願いたします。画面のほうタップをお願いいたします。提案内容補足説明書33ページになります。よろしいでしょうか。

今回の条例改正につきましては、子どもの健康保持、子育て家庭の経済的負担軽減を目的といたしまして、令和7年10月から中学生の通院受診分の子ども医療費の助成内容を拡充し完全無償化を図るため、関係条例の一部を改正するものでございます。

対象条例といたしましては、筑紫野市子ども医療費の支給に関する条例、筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例、筑紫野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の3条例となります。

34ページをお開きください。新旧対照表になります。

まず、筑紫野市子ども医療費の支給に関する条例の改正点でございます。子ども医療費の支給、第4条になります。

今回の助成内容の拡充により、子ども医療費につきましては、通院における自己負担限度額、医療機関ごとに月額1,200円を撤廃いたしますので、その内容に沿うよう改正を行います。

新旧対照表旧の下線部分を御覧ください。「第2条第2号イに掲げる児童」と書いておりますが、これはすなわち中学生を指しております。中学生の当該医療費のうち入院以外のもの、すなわち通院受診分について、医療機関ごとに1月につき1,200円は支給しないとす文を削除することで、通院、入院ともに完全無償化とするものでございます。

次に、35ページを御覧ください。こちらは筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例の改正点でございます。

重度障がい者医療費の支給、第4条です。新旧対照表の新の下線部分を御覧ください。第4条第1項本文末尾の医療費を支給しない場合の規定に、「15歳に達する日以降の最初

の3月31日までの間にある者を除く」との文言を追加することで、子ども医療費と同様に中学生まで完全無償とする規定に改めております。また、それに続く第1号及び第2号につきましても、整合性を確保するための修正を加えております。

次に、37ページを御覧ください。こちらは筑紫野市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の改正点でございます。

ひとり親家庭等医療費の支給、第4条です。新旧対照表、新の下線部分を御覧ください。

こちら先ほどの重度障がい者医療費と同様の改正を行うことで、子ども医療費との整合性を確保する内容に改めております。

以上が改正の内容となります。

説明は以上となります。御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） これは10月1日からなんですけど、4月1日からにできなかった背景をお尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 昨年も一部拡充をさせていただいた際に、同じく10月1日から施行させていただきました。子ども医療費の医療証の更新の時期がちょうど10月からということに毎年度なっておりますので、各医師会、歯科医師会、薬剤師会といった関係機関への周知等も考えまして、一律医療費の差し替えのタイミングで取扱いについては変えさせていただくのが一番問題がないやり方ということで、毎回そのような形にさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第9号について討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第9号、筑紫野市子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号、令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いします。

坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について説明をさせていただきます。令和6年度筑紫野市特別会計補正予算書は3ページです。内容につきましては、提案内容補足説明書により説明をさせていただきます。通知を行いますので、しばらくお待ちください。

ただいま通知をさせていただきましたので、画面のほうタップをお願いいたします。

提案内容補足説明書61ページになります。歳入歳出予算、補正前の額101億3,736万7,000円を940万5,000円減額し、歳入歳出予算補正後の額を101億2,796万2,000円とするものです。

歳出予算補正の主な内容でございます。

5款1項1目特定健康診査事業は、特定健康診査等委託料を受診者の増加を受け470万円増額するものです。

8款1項5目保険給付費等交付金償還金につきましては、県支出金の返還額が確定したため、6,686万8,000円増額するものです。

9款1項1目予備費につきましては、歳入歳出の差額調整として計上しておりましたが、歳入歳出見込額の確定に伴いまして、7,824万9,000円を減額するものです。

続いて、歳入予算補正の主な内容でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金は、県通知等により交付額が確定したため補正を行うものです。主な内訳としまして、保険者努力支援分を1,139万5,000円の増額、県繰入金分を2,062万1,000円の減額、特定健診等負担金を66万8,000円増額するものです。

5款1項1目一般会計繰入金は、繰入額の確定に伴い増額するものです。主な内訳とい

たしまして、保険基盤安定繰入金が1,604万5,000円の減額、財政安定化支援事業繰入金
3,114万9,000円の減額、これら2点は福岡県からの通知に基づき金額が確定したものと
なります。

赤字補填目的以外の法定外繰入金が4,661万円の増額となります。これは、子ども医療
等の地方単独事業を実施するに当たり、施策の実施者である市の負担分を繰り入れるもの
です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はあり
ませんか。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 一番上の特定健診なんですけど、受診者数の増加によるものとあ
りますが、受診者数が何名増加したのかということと、あとはその増加の理由——単に誤差
なのか、何か別の理由を見てるのかを教えてください。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） これは健康推進課のほうで実施をさせていただいている
事業でございますけれども、今のところの見込みとしまして約250人分の増加を見込んで、
今回補正のお願いをさせていただいております。

コロナ禍を経て、予約枠につきまして徐々に増やしていく努力をさせていただいていると
ころでございます。今年度から受付体制の整備等も行いまして、昨年度よりも少しずつ
受診者が増えてきている状況が見て取れます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第17号について討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第17号、令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）につい

ての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決するべきものと決しました。

続きまして、議案第25号、令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いします。坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 議案第25号、令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算について御説明をさせていただきます。別途資料を用意させていただいておりますので、そちらのほうを御案内させていただきます。画面のほうタップをお願いいたします。

令和7年度国民健康保険事業特別会計予算についての2ページからになります。

2ページは国保財政の基本的枠組みです。この点につきましては、以前御説明しましたとおり、国民健康保険事業につきましては福岡県と市町村が共に保険者となっております、県単位での保険税率の統一に向けて双方の特別会計が連携して財政を運用する仕組みとなっております。

隣の資料3ページを御覧ください。令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算案、歳入と歳出の円グラフとなっております。歳入歳出共に予算総額は96億9,882万2,000円で、前年度と比較すると3.5%の減少、金額では3億5,423万8,000円の減少となっております。

上の歳入の円グラフでございますが、歳入の主な内容といたしまして、第1に国民健康保険税が19.4%、第2に県支出金が71.8%、第3に筑紫野市一般会計からの繰入金が8.5%となっております。一般会計からの繰入金は、いわゆる法定内繰入れ、また、法定外繰入れであっても、子ども医療補助等の市の単独事業を目的としたものに限られ、赤字補填目的の繰入れは生じないものとして計上いたしております。

下の歳出の円グラフを御覧ください。

歳出の主な内容は、保険給付費が70.4%を占め、これは筑紫野市が医療機関に支払う医療費の7割～8割分となります。なお、この保険給付費につきましては、歳入の円グラフの水色の県支出金によって全額が補填されます。

下の歳出の円グラフに戻りまして、27%を占めますのが国民健康保険事業納付金です。

福岡県が算出し、筑紫野市に請求する納付金となります。

その他の歳出としましては、職員人件費と事務費であります総務費が1.5%、健康推進課と連携して実施する保険事業費が0.7%、その他諸支出金0.4%となっております。

次に、予算策定の前提となる令和7年度の筑紫野市国保の状況予測について御説明をさせていただきます。6ページをお願いいたします。

6ページでございます。被保険者数及び世帯数の推移です。令和7年度の被保険者数は1万7,116人まで減少する見込みとなっております。これは団塊の世代が75歳となり、後期高齢者医療制度に移行することによるものです。世帯数についても減少を見込んでおります。被保険者数が減少する中で、年齢構成につきましては、65歳以上の高齢者の割合が上昇しております。

隣の7ページをお開きください。こうした状況から令和7年度の医療費の動向を予測いたしますと、被保険者数の減少は医療費の減少の要因となりますが、被保険者の高齢化は1人当たり医療費の上昇の要因となります。

また、令和6年度は令和5年度に続き新型コロナウイルスやインフルエンザの流行により高額な医療費が必要となった月がございました。令和7年度におきましてもこうした感染症の流行により支払い不能に陥らぬよう留意する必要があることから、令和7年度の予算額は令和6年度の決算見込額を参考に計上をしております。

資料の4ページに戻ってください。歳入の各項目につきまして、前年度と比較して増減のある項目を中心に御説明をいたします。

1 款の国民健康保険税につきましては、被保険者数の減少によりまして、5,942万8,000円の減額を見込んでおります。なお、令和7年度の国民健康保険税率につきましては、県より示された国民健康保険事業納付金の金額が減額されたことから、国保運営協議会での審議を経た上で、今回は保険税率据置きとさせていただいております。

2 款の使用料及び手数料は、国保税の督促手数料です。督促手数料につきましては、廃止によりまして91万円の減少を見込んでおります。

3 款の県支出金のうち、1 項 1 目の保険給付費等交付金につきましては、市が医療機関に支払う保険給付費を全額補填する普通交付金に加えて、医療適正化事業の成果を評価して加算されるもの、システム改修等を補助するものなどの特別交付金を含み、2億7,384万8,000円の減額となります。減額の内訳は、主に保険給付費の減額によるものです。

2 項 1 目の財政安定化基金交付金は、見込みを上回る給付費増や保険料収納不足により

市町村の国民健康保険特別会計に赤字が出ることとなった場合に、一般会計から財政補填をする必要のないよう、市町村に対して県が資金の交付、貸付けを行うものです。貸付けを利用する予定はございませんので、名目上の1,000円を計上しております。

4 款の財産収入は、預金利子として1,000円を計上しております。

5 款の繰入金は、一般会計からの繰入金です。国保特別会計全体の規模縮小により、2,277万2,000円の減額を見込みます。ただし、財政安定化支援事業繰入金につきましては、低所得世帯に対する保険税の軽減額の増加が見込まれることから、1,245万1,000円の増額を見込みます。

また、赤字補填目的以外の一般会計繰入金3,592万6,000円につきましては、これまで明確な根拠に基づく算定が困難であることから当初予算では計上せず、3月補正にて増額をさせていただいてきたところですが、今年度から過去実績を参考に概算額を計上することといたしました。

6 款の繰入金でございますが、令和6年度の余剰金額が現時点で不明であるため、名目上の1,000円を計上しております。

7 款は諸収入です。

1 項 1 目の一般被保険者延滞金は国保税の延滞金ですが、過去実績に基づき250万円を増額しております。

3 項 1 目の一般被保険者第三者納付金は、交通事故等による傷病に関する医療費について加害者に請求を行うものですが、過去3年間の実績から16万4,000円増額しております。

同じく3 項 3 目の一般被保険者返納金は、国保から脱退済みであるにもかかわらず誤って国保の保険証を使用して受診した場合の医療費について本人に返還を求めるものですが、過去3年の実績から355万5,000円増額しております。

同じく3 項 5 目の雑入は、これまで特定健診の個人負担分を計上しておりましたが、委託事業者が徴収する方法に改めたため350万円減額しております。

隣の5 ページを御覧ください。歳出の各項目につきまして、前年度と比較して増減のある項目を中心に御説明いたします。

1 款の総務費は職員給与費及び事務費です。

1 項 1 目の一般管理費が2,776万9,000円減少しておりますが、これは前年度に事務処理システムの規格統一化、クラウド化に向けてのシステム改修費を計上していたためです。

1 項 2 目の連合会負担金は国保連合会に委託している医療費分析等の費用ですが、人件

費の上昇により増額となります。

1項3目の医療費適正化特別対策事業費が214万8,000円増額しておりますのは、前年度にレセプト点検者が3年に一度のプロポーザル方式による業者選定を実施するため、余裕を持って予算計上をしていたためです。

2項1目の賦課徴収費が107万5,000円増加しておりますのは、郵便料金の改定によるものです。

2項2目の収納率向上特別対策事業費が89万6,000円増加しておりますのは、人事院勧告に基づき会計年度任用職員である収納課の納付指導員の人件費が増額となったことによるものです。

3項1目の運営協議会費が9万1,000円減額しておりますのは、開催予定回数を5回から4回に変更したためです。

次に、2款の保険給付費です。

保険給付費につきましては、先ほど令和6年度決算見込額を参考に計上する基本方針を述べさせていただきました。その結果、全体としましては被保険者の減少に伴い減額となりますが、1項2目の療養費につきましては令和6年度実績においても増加傾向にあることから、538万8,000円を増額しております。

3款の国民健康保険事業納付金は福岡県の算定に基づき市が県へ納付するもので、医療給付分が1,453万2,000円、後期高齢者支援金分が3,141万6,000円、介護納付金分が535万6,000円減少いたしました。

共同事業拠出金は退職者医療事業拠出金の残務処理のため計上しておりましたが、残務処理終了のために廃止いたします。

4款の保険事業費は、健康推進課と連携して実施する医療費の削減につながる被保険者の健康状態の向上のための取組となります。

1項1目の特定健康診査事業費は、これまで市が直接徴収していた特定健診の個人負担分につきまして、委託事業者が徴収する方法に改めたことによりまして150万8,000円減額しております。

同じく1項1目の特定健康診査啓発事業費は、特定健診未受診者の受診率向上を目的といたしまして福岡県国保連合会への委託をすることによりまして405万1,000円増額しております。

同じく1項2目の特定保健指導費は、人事院勧告に基づく会計年度任用職員人件費の増

額により273万9,000円を増額しております。

保険事業の実施状況につきましては資料の8ページに記載しておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

5款の積立金は、国保会計において余剰金が生じた場合に将来に向けて基金に積み立てるものですが、令和6年度において余剰金がどの程度生じるか不明ですので、名目上の1,000円を計上しております。

6款の公債費は、一時借入れを行った際に借入金利子の返済を行うものですが、借入れの予定はございませんので、名目上の1,000円を計上しております。

7款の諸支出金については、前年度と同様の額を計上しております。

以上をもちまして、令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から詳細に説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） すみません、こちらの予算についての冊子の3ページの表なんですけれども、歳入の県からの支出金71.8%と。前も聞いて申し訳ないんですけど、この支出金の割合が他の市町村と比べてどういう状況なのかという。平均値なのか、健全なのか、あまりよくないのかというところで、すみません、お尋ねいたします。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○国保担当係長（宮下無双君） 福岡県のほぼ平均値に筑紫野市はなっております。それほど市町村による差はありません。もし収納率が低ければ国民健康保険税の割合が減っていきますが、筑紫野市も平均的な収納率ですので、福岡県のほかの市町村と同じような割合となっております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかに。山本委員。

○委員（山本加奈子君） 聞き逃してたら申し訳ないんですけど、さっきこちらの資料で言うと、つくっていただいた……。

○委員長（八尋一男君） 何ページですか。

○委員（山本加奈子君） 5ページです。5ページの歳出の分で、4款の保険事業費の1の特定健康診査等事業費の特定健康診査啓発事業費が405万1,000円増額しているというこ

とだったんですけど、前、令和6年度は印刷費や郵便料が入ったような気がしたんですけど、何か仕組みが変わったということですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） ただいま御指摘いただきましたとおり、これまでは健康推進課のほうで普及啓発のための資材を用意して啓発活動を行っていたということで、その事務費を計上させていただいていたかと思います。ただ、特定健診につきましては受診率向上ということが毎年問われておりまして、福岡県の国保連合会が各いわゆる被保険者の医療データを持っておりまして、各自治体に今、啓発事業を国保連のほうでやりますよ、年度を通して国保連のほうでやらせてくれという、アピールと申しませうか、委託を受けさせてくださいという申出がかなりあっておりました。

健康推進課のほうも人手が少ない中で啓発事業を続けておりまして頭打ちの状況が続いておりましたので、今回国保連のほうに委託をさせていただきたいということで、国保のほうにも申出がありまして、今回特会のほうにその分の委託料として計上している分を記載させていただいております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） よく分かりました。

すみません、あと2点で、聞き逃していたらごめんなさい。

同じページの高額療養費が1億円ぐらいマイナスになってるのと、出産育児一時金がマイナス1,600万円ぐらいになってるんですけど、これ少子化で生まれる数が減ってるということでしょうか。2点お尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○国保担当係長（宮下無双君） まず、高額療養費につきましては、医療費全体が高額療養に限らず減っています。これは被保険者数が減少しているの自然に減っていて、高額療養費についても自然減です。

それから出産育児一時金は、令和6年度、まだ決算が終わってませんが、かなり減少していきまして、これは少子化の影響と言っていいと思います。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第25号について討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第25号、令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計予算についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第29号、令和7年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いします。坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 議案第29号、令和7年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明をさせていただきます。

こちらも別添資料を用意させていただいております。2ページからになりますので、通知をさせていただきます。画面のほうのタップをお願いいたします。

資料2ページになります。令和7年度の予算編成に当たりまして、後期高齢者医療の財源内訳としましては、公費5割、後期高齢者支援金4割、保険料1割となります。このうち公費につきましては、国が12分の4、県と市がそれぞれ12分の1を負担しております。

公費の国県の負担分及び後期高齢者支援金は、直接保険者であります福岡県後期高齢者医療広域連合に交付されており、本市の後期高齢者医療事業特別会計の役割といたしましては、市の公費負担分12分の1及び市が広域連合に代わって徴収いたします保険料を広域連合に納めることを主な内容としております。

令和7年度の本市の後期高齢者は1万5,044人、前年度1万4,582人でしたので、約3.2%の増を見込んでおります。

中ほどの表が先ほど説明で表したものでございますが、ここにあります後期高齢者支援金、全体の4割分につきましては、いわゆる現役世代であります民間企業などで働く社会保険加入者や、私たち公務員などで組織する共済組合加入者、さらには国民健康保険加入

者などが支払う保険料において徴収し、後期高齢者医療を支援しているものとなります。

一番下の表は、先ほど説明いたしました保険者である広域連合に筑紫野市が収める負担金の内容と金額を示しております。保険料等負担金は赤色で、その下の療養給付費負担金は青色で表しておりますが、上の医療費の負担割合の表中の色分け部分に対応したものとなっております。また、事務費負担金3,971万4,000円は、広域連合の事務費を県内60市町村で負担するものでございます。

3ページを御覧ください。こちらに予算案の概要を掲載しております。なお、2年に一度、保険料の改定を行っておりますが、令和6年度に実施しておりますので、令和7年度につきまして改定はございません。

歳出から先に、増減のある項目を中心に御説明いたします。

1款1項1目一般管理費が412万6,000円増加しておりますが、子ども・子育て支援金の導入に対応したシステム改修費の計上に伴うものとなっております。

その下、2項1目徴収費が47万8,000円増加しておりますが、被保険者増に伴う納税通知書の郵便料の増加によるものとなっております。

2款1項1目広域連合納付金の増加分ですが、内訳としまして、保険料等負担金につきましては被保険者の増加に伴うもの、療養給付費負担金につきましては被保険者及び1人当たり医療費の増加傾向を反映したものでありまして、広域連合より通知された金額を計上しております。

次に、3款1項1目保険料還付金が20万円の増となっております。これは令和6年度実績に基づき、予定額を計上しております。

続いて歳入でございますが、保険料収入や一般会計繰入金等について、広域連合通知額を基に歳出見合いの分を計上しているところでございます。

以上、歳入歳出額共に合計額は32億6,172万1,000円を計上しております。

4ページを御覧ください。上の円グラフが歳入ですが、保険料が50.4%、一般会計からの繰入金が49.4%です。下の円グラフの歳出につきましては、99.5%を広域連合への納付金が占めております。

先ほど御説明しましたとおり、お金の流れといたしましては、徴収した保険料と一般会計繰入金を財源といたしまして、保険者である広域連合へ各種業務のための納付金を納めている仕組みとなっております。

以上が令和7年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算の概要となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 国民健康保険でやってて、後期高齢者になるじゃない。そのときにちゃんと手続をしないと滞納になっちゃうじゃないですか。私、滞納になってたんで慌てて年末払いに行ったことがあって、そういうときに通知は来るように思うんですね、何かいっぱい、何月、何月というのが来るんですけど、ああいうのは少し丁寧に説明してくれたりすると、ありがたいです。私がぼーっとせずに、もう少しちゃんとしてればよかったと思いますが、後期高齢者に入るような人たちは、口座引き落としにしたままになっていて分からなくなっていることがままあって、私もその一人だったんですが、そういう手続上のことの周知を丁寧にやるようなことは、何か考えていただけないでしょうか。後期高齢者になったら気をつけなさいと言われるのはそのとおりですが、窓口の方がもう少し優しく分かるようにしていただくとありがたいなと思ってるものですから、何か検討されていけばお聞きしたいと思いますが、どうですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 今、御指摘のとおり、制度的に年齢到達で自動的に切り替わります。したがって、ずっと国保で過ごされてあった方に、後期高齢医療の被保険者なんですよという通知がある日突然に届くわけですね。納付の通知書を見てもぴんこられない方も当然いらっしゃると思いますし、私どもとしてもなるべく資料につきましては、年齢到達の方については一斉にお送りさせていただいておりますので、その中で工夫はさせていただいておりますけれども、あとは窓口のお問合せについて分かりやすくお答えするという、あとはホームページ、SNS等の情報をもう少し分かりやすく精査をしていくことに尽きるのかなというふうに考えております。

何分対象者が多くいらっしゃいますので、一人一人にという形ではなかなか難しいところがございまして、あと納付の話が先ほど出ておりましたけれども、口座振替につきましては自動的に更新されませんので、口座振替だから安心と思ってずっと過ごされてあったのが、実は後期高齢に移行した途端にそれが打切りになって滞納になりましたという相談も実際のところあっております。

後期高齢医療保険の納付徴収の取組の中で、電話で納付がお済みになられてない、制度

が切り替わってますからねということで、毎年度、気づいた方については電話連絡をさせていただいておりますけれども、そういった取組も併せて総合的に今後対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 切り替わるとき納付書が来るやない。納付書のときに、今言われるね、引き落としの分から次にこんななりますよ、引き落としの手続をしてくださいというのを赤書きか何か書いとけばより分かるのかなと思う。大分そこで間違いが多いもんね。

○委員長（八尋一男君） 関連ですか。

○委員（上村和男君） 今、高原委員が言われたようなこと付け足しますと、本当に思い込んでるんです、本人たちは。ずっと引き落としだから、何か言ってきとるけどこれは引き落としでよかくさと思ってるわけですよ。後期医療保険に入っていく人たちの頭の中がそうなるおそれがあるので配慮をして、高原委員は赤で書けて言われて、私は何で書いてもらってもいいですが、何か連絡くださいとかね、何か特別に言わんと分からんけんがというので、何かを送っていただくとありがたいとかね。これで収めとってばつと来るけん、いつも口座引き落としやけんがって、それだけ思ってたがさつと入れるわけよね。それがよくなかったとは思うんですけど。私が去年でしょう。あそこにいる方は今年なんです。だからそういう年齢層の人たちがなるということを前提にいろいろ手立てを考えるか。

SNSで発信するとか言われると、私、SNSって何ですかって聞くたちですから、大体75歳ぐらいになった人たちは、見る人は見るでしょうが、見ない人のほうが多いかもしれないんで、何かうまいことやれたらなという気がしています。悪気があって滞納してるわけじゃないんで、滞納者って言われるとどきとしますから、高原さんが言ったように赤字で書くとか、いろいろ考えてみますよとか言っていただくと賛成しやすいなというね。

○委員長（八尋一男君） 経験に基づく貴重な意見ですから、それを踏まえて答弁をお願いします。

課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 貴重な御意見をありがとうございます。一応担当のほうでも、年齢到達による通知の中に口座振替依頼書を同封させていただいたりということはしておいております。ただ、今、御発言のとおりもともとの中身を見なければ同封

しても分からない話でございますので、その辺りを懸念しております。国保と違いまして後期高齢につきましては広域連合が保険者という形になっておりますので、配送物の中身も含めて、市町村のほうで動ける部分について再度検討させていただきまして、取り組める部分につきましては取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） よろしく申し上げます。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 障がい者の人は65歳からですよ。その人たちも急に来て戸惑うことがあるみたいなので、最後に一言付け足しておきます。

○委員長（八尋一男君） ほかにないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第29号について討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第29号、令和7年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計予算についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

しばらく休憩をいたします。再開を11時15分からいたします。

—————・—————・—————
休憩 午前10時59分

再開 午前11時13分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） 時間より少し前でございますが、おそろいでございますので休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議題に入ります前に、部が入れ替わりましたので、嵯峨部長から御挨拶いただいて、そ

して併せて出席職員の御紹介をお願いいたします。

部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） おはようございます。総務部、嵯峨と申します。

本日は、総務部所管といたしまして、条例関係が2件、令和6年度特別会計補正予算が3件、令和7年度特別会計予算が4件、こちらの議案を御説明させていただきます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、担当総務課の出席しております職員を紹介させていただきます。

総務課長の前田でございます。

○総務課長（前田英徳君） 総務課長の前田でございます。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 法務担当係長の安藤でございます。

○法務担当係長（安藤高宏君） 安藤と申します。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、議案第7号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。課長。

○総務課長（前田英徳君） それでは、議案第7号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明をさせていただきます。議案書は43ページから46ページとなりますが、提案内容補足説明書で御説明を申し上げますので、19ページをお開きください。

本条例の制定については、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行されることにより、懲役及び禁錮が廃止され、これらの刑に代わり拘禁刑が創設されるため、条例の規定にある「懲役及び禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

表の中段のほうにございますけれども、刑の概要を示しております。懲役と禁錮の違いでございますが、刑事施設において作業があるかないかということでございます。懲役は作業があり、禁錮は作業がございません。

本市におきましては、表の下段に示しております七つの条例に規定がございますので、改正を行うものです。各条例の改正箇所につきましては、20ページから28ページの新旧対照表に掲載させていただいているとおりでございます。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 今回のこの改正に至った背景をお尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○総務課長（前田英徳君） 背景につきましては、禁錮刑の実刑判決の数が極めて少ないという状況で、また、禁錮刑の受刑者もほぼ全員が自ら志願をして刑務作業を行っていることから、実際には懲役刑の受刑者と実態が変わらないということが一つと、もう一つが再犯率が上昇しておりますことから、受刑者の改善更生を重視したいということがあります。

拘禁刑といいますのは、これまでの懲役刑のように刑務作業が義務づけをされていない刑になりますので、それぞれの受刑者の特性に合わせて柔軟な処遇をすることが可能ということで今回改正をされるものでございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） ありがとうございます。要するに懲役のところの二つ目のところに、作業に一定の時間を割かなければならないというだけじゃなくて、その人に合った指導を行う時間を確保するためということですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○総務課長（前田英徳君） 山本委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第7号について討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第7号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） 所管課が入れ替わりましたので、議題に入ります前に、嵯峨部長より出席職員の御紹介をお願いします。

部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） それでは、続きまして、令和7年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の御審議をお願いいたします。

出席している職員、紹介いたします。

人権政策・男女共同参画課長の谷でございます。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 谷です。どうぞよろしくをお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 人権・同和政策担当係長の田川でございます。

○人権・同和政策担当係長（田川 誠君） 田川と申します。よろしくをお願いします。

○委員長（八尋一男君） それでは、議案第26号、令和7年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての件を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） それでは、議案第26号、令和7年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について御説明申し上げます。本予算は、特別会計予算書の20ページから28ページにかけて記載されております。

まず、20ページをお開きください。

○委員長（八尋一男君） ちょっと待ってね。

お待たせしました。よろしくをお願いします。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） すみません。それでは、20ページをお開きください。

令和7年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきまして、歳入歳出予算

の総額は、歳入歳出それぞれ182万4,000円と定めるとしております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によると
しておりますので、21ページをお開きください。

それではまず、歳入について御説明させていただきます。

1款県支出金1項県補助金につきましては、名目で1,000円を計上させていただいております。これは借受人からの回収が困難になった債権について、市の財源負担軽減のために、その未回収分の一部を市に補填するための補助金でございます。

次に、2款財産収入1項財産運用収入には、1万6,000円を計上させていただいております。これは会計管理者が住宅新築資金等貸付事業財政調整基金を運用する時点で発生する
利子収入でございます。

次に、3款1項繰入金につきましては、基金繰入金を名目で1,000円計上させていただいております。

次に、4款1項繰越金につきましても、前年度繰越金を名目で1,000円計上させていただいております。

次に、5款1項の償還金につきましては、180万3,000円を計上させていただいております。

次に、6款諸収入につきましては、1項の延滞金及び違約金と2項の預金利子にそれぞれ名目で1,000円を計上させていただいております。

収入については以上でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

歳出につきましては、1款の総務費のみとなっております。予算額といたしまして、1款1項総務管理費として182万4,000円を計上させていただいております。詳細については27ページの節の区分を御参照いただきたいと思います。

以上を踏まえまして、令和7年度の本特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ182万4,000円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。償還金のところなのですが、180万3,000円で今予算上がってまして、令和6年度が220万7,000円で、40万4,000円減額になってます。昨年聞いたときは12名分と伺ったんですが、令和7年度の人数はそのままなのか、減ってるのか、お尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 昨年度に1名の方が完済しまして、現在11名の方の償還について予算立てしておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） よろしいですか。ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第26号について討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第26号、令和7年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前11時25分

再開 午前11時27分
—————・—————

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議題に入ります前に、嵯峨部長より出席職員の紹介をお願いします。

部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） 引き続きまして、財産区の特別会計となります。6年度の財

産区特別会計補正予算が3件、7年度の特別会計予算が3件ということになります。所管は管財課になります。

出席職員を紹介いたします。

管財課長の永利でございます。

○管財課長（永利俊美君） 管財課長の永利です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 管財担当係長の橋本でございます。

○管財担当係長（橋本泰晴君） 管財担当係長の橋本です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、議案第19号、令和6年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、議案第19号、令和6年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算につきまして御説明させていただきます。提案内容補足説明書の65ページをお開きください。

歳入歳出補正前の額292万1,000円に歳入歳出予算補正額41万8,000円を増額し、歳出予算補正後の額を333万9,000円とするものです。

まず、歳出補正予算についてでございます。

1款1項1目1一般管理費の特別旅費について、行政視察未実施により50万6,000円を減額するものです。

2款1項1目1積立金について、事業確定により97万8,000円増額するものです。

3款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金確定に伴い41万8,000円増額するものです。

それでは、具体的な内容につきまして、補正予算書事項別明細にて御説明させていただきます。

補正予算書の35ページ、歳入の補正予算の事項別明細書です。こちらにつきましては、御参照のほどよろしくお願いいたします。

次の36ページ、37ページにつきましては、歳出の補正予算事項別明細及び補正予算に伴う財源の内訳でございます。こちらにつきましても御参照のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、38ページ、39ページを御覧ください。

歳入についてでございます。

3款1項1目繰越金の当初予算1,000円を41万8,000円増額し、41万9,000円とするものです。これは前年度の繰越金が確定したものであるものでございます。

次に、40ページ、41ページを御覧ください。歳出についてでございます。

1款1項1目一般管理費8節の特別旅費、当初予算56万円について、コロナ禍やインフルエンザ等がその当時流行したため、管理委員との協議の上、次年度へ見送ったことにより、全額補正減としたものでございます。

2款1項1目積立金90万2,000円を97万8,000円増額し、188万8,000円とするものです。

以上で令和6年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算の御説明を終わらせていただきます。なお、補正予算につきましては、2月の19日に開催いたしました二日市財産区管理会において御同意をいただいたところでございます。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第19号について討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第19号、令和6年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算（第1号）についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第31号、令和7年度筑紫野市二日市財産区特別会計予算についての件を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、議案第31号、令和7年度筑紫野市二日市財産区特別会計予算につきまして御説明させていただきます。令和7年度筑紫野市特別会計予算書

75ページを御覧ください。

歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ292万1,000円と定めるものでございます。

次に、76ページをお開きください。

まず、歳入です。1款財産収入291万7,000円、2款繰入金1,000円、3款繰越金1,000円、4款諸収入2,000円、合計いたしまして292万1,000円でございます。

次に、歳出でございます。1款総務費199万4,000円、2款積立金82万7,000円、3款予備費10万円、合計いたしまして292万1,000円でございます。

具体的な内容につきましては、当初予算書の事項別明細にて御説明させていただきます。

78ページをお開きください。歳入の当初予算の事項別明細書です。こちらにつきましては、御参照のほどよろしく願いいたします。

次の79ページにつきましては、歳出の当初予算事項別明細書及び当初予算に伴う財源の内訳でございます。こちらにつきましても御参照のほどよろしく願いいたします。

続きまして、詳しく内容のほうを御説明させていただきます。80ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

1款財産収入1項財産売払収入の土地建物の収入につきましては、名目で1,000円計上しております。

次に、2項財産運用収入です。

1目の土地建物貸付収入といたしまして、291万1,000円計上しております。内訳につきましては、湯町駐車場の使用料として287万7,000円、六反共同利用施設の敷地貸付料といたしまして2万2,000円、電柱敷地貸付料といたしまして1万2,000円計上しております。

次の2目利子及び配当金につきましては、5,000円です。こちらにつきましては、積立金の利子を計上しております。

続きまして、2款1項1目繰入金、3款1項1目繰越金、4款諸収入1項1目預金利子につきましては、それぞれ名目で1,000円を計上しております。

次の81ページを御覧ください。2項の1目雑入につきましても、名目で1,000円を計上しているところでございます。

以上、合計いたしまして、歳入合計額292万1,000円を計上しておるところでございます。

続きまして、歳出でございます。82ページをお開きください。

まず、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、166万7,000円です。

この内訳につきましては、1節の報酬につきましては、管理委員の報酬で15万4,000円

を計上しております。

3節職員手当等につきましては、職員の時間外勤務手当として1万円を計上しております。

8節旅費につきましては、60万4,000円です。

内訳につきましては、管理委員の費用弁償としまして4万2,000円、職員の普通旅費といたしまして2,000円、特別旅費といたしまして56万円を計上しております。この特別旅費につきましては、行政視察の分でございます。

9節交際費は、管理会の交際費として1万5,000円を計上しております。

10節需用費3万1,000円は、消耗品と食糧費をお茶代として計上しております。

11節役務費は、郵便料で3万円となっております。

26節公課費は、消費税申告といたしまして5万3,000円を計上しております。

27節繰出金は77万円を計上しております。こちらにつきましては、当該財産区に係る事務を管財課職員が行っているため、事務費負担として一般会計に繰り出すものでございます。

まず、10節の需用費は19万5,000円を計上しております。内訳につきましては、消耗品費1万1,000円、印刷製本費6万6,000円、電気料1万8,000円、修繕料10万円となっております。

11節役務費は、保険料といたしまして7,000円を計上しております。

12節委託料10万円を計上しております。

内訳につきましては、湯町駐車場の清掃業務委託料といたしまして4万9,000円、消防設備保守点検業務委託料といたしまして7万6,000円です。

次に、2款1項1目積立金です。82万7,000円を計上しております。

3款1項1目予備費といたしまして10万円を計上しております。

以上、合計いたしまして、歳出合計額292万1,000円を計上しております。

以上で、令和7年度の二日市財産区特別会計予算につきまして説明を終わらせていただきます。

なお、本予算につきましては、2月19日に開催いたしました二日市財産区管理会におきまして御同意をいただいているところでございます。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はあり

ませんか。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） すみません、私が不勉強なだけかもしれないんですけど、教えてください。

最後のほうで御説明いただいた82ページの積立金なんですけど、前年度が90万2,000円で、これに補正がかかって、結果、令和6年度は188万円だったと思うんですけど、今回は82万7,000円で大丈夫なんですか。その辺りを教えていただければと思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 積立金の82万1,000円の内容なんですけども、積立金は、まず歳入予算を組みまして、その後、歳出予算を組みます。その中で差額が出た分を積立金という形となります。決算後に不用額が出ますので、差額の分を来年度の決算のときに確定させて、補正のときにその分を補正予算で組ませていただいているという形になります。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第31号について討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第31号、令和7年度筑紫野市二日市財産区特別会計予算についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第20号、令和6年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、議案第20号、令和6年度筑紫野市御笠財産区特別

会計補正予算につきまして御説明させていただきます。提案内容補足説明書の67ページをお開きください。

今回は歳入の款の補正になりますので、歳入予算補正の前後の額につきましては、2,997万9,000円、歳入予算の補正額0円、歳入の補正予算後の額も変わらず2,997万9,000円とするものでございます。

まず、歳入の内訳でございます。

3款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金確定により16万4,000円を増額するものです。

5款1項1目繰入金につきましては、前年度の繰越金が確定いたしましたので、それに伴い基金繰入金を16万4,000円減額するものです。

それでは、具体的な内容につきましては、補正予算書の事項別明細にて御説明させていただきます。

予算書の46ページをお開きください。歳入の補正予算事項別明細書でございます。こちらにつきましては、御参照のほどよろしく願いいたします。

続きまして、補正予算の48ページ、49ページをお開きください。

歳入についてでございます。

3款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金確定により16万4,000円増額するものでございます。

5款1項1目繰入金につきましては、前年度繰越金確定に伴い、基金繰入金を16万4,000円減額するものです。

なお、補正予算につきましては、2月18日に開催いたしました御笠財産区管理会において御同意をいただいているところでございます。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第20号について討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第20号、令和6年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算（第1号）についての件
を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべき
ものと決しました。

続きまして、議案第32号、令和7年度筑紫野市御笠財産区特別会計予算についての件を
議題といたします。

執行部の説明を求めます。課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、議案第32号、令和7年度筑紫野市御笠財産区特別
会計予算について御説明させていただきます。令和7年度筑紫野市特別会計予算書84ペー
ジをお開きください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ258万5,000円と定めるものでございます。

次に、85ページをお開きください。

まず、歳入です。

1 款財産収入14万6,000円、2 款県支出金135万3,000円、3 款繰越金1,000円、4 款諸収
入2,000円、5 款繰入金108万3,000円、合計いたしまして258万5,000円です。

次に、歳出でございます。

1 款総務費256万円、2 款予備費2万5,000円、合計いたしまして258万5,000円です。

続きまして、詳しく内容を御説明いたします。当初予算書の事項別明細により御説明い
たします。

予算書の87ページをお開きください。こちらにつきましては、歳入の当初予算書の事項
別明細書です。御参照のほどよろしく願いいたします。

次の88ページにつきましては、歳出の当初予算書の事項別明細書及び当初予算に伴いま
す財源の内訳でございます。こちら併せて御参照のほどよろしく願いいたします。

それでは、89ページを御覧ください。

歳入でございます。

1 款財産収入1 項財産売払収入1 目土地建物収入は、名目1,000円を計上しております。

次に、2 項財産運用収入です。

1目の財産貸付収入は10万3,000円を計上しております。こちらにつきましては、電柱敷地の貸付料でございます。

次の2目利子及び配当金につきましては4万2,000円を計上しております。これは積立金の利子でございます。

続きまして、2款県支出金1項県補助金1目造林補助金といたしまして、135万3,000円を計上しております。こちらにつきましては、造林事業に伴う県国等からの補助金でございます。

続きまして、3款1項1目繰越金、4款諸収入1項1目預金利子は、それぞれ名目予算で1,000円を計上しております。

次の90ページをお開きください。

2項1目雑入は、名目で1,000円を計上しております。

5款1項1目繰入金は、108万3,000円を計上しております。

以上、歳入合計額258万5,000円を計上しております。

続きまして、歳出でございます。91ページをお開きください。

まず、1款総務費1項総務管理費1目の一般管理費につきましては51万1,000円でございます。この内訳につきましては、1節の報酬につきましては、管理委員の報酬で11万6,000円を計上しております。

8節旅費につきましては、3万2,000円です。内訳につきましては、管理委員の費用弁償でございます。

9節交際費につきましては1万円、10節需用費につきましては5,000円を計上しております。内訳につきましては、消耗品と食料費をお茶代として計上しております。

11節役務費は、郵便料で5,000円として計上しております。

26公課費は、名目で1,000円計上しております。

27節操出金は、34万2,000円です。これは当該財産に係る事務を管財課職員が行っておりますので、その事務費負担として一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして、2目の財産管理費204万9,000円です。

まず、10節の需用費につきましては2,000円を計上しております。内訳は消耗品です。

12節は委託料179万5,000円を計上しております。これは財産区有地内の利用間伐事業のうち、下刈り地と財産区の区有地の巡視業務委託でございます。内訳につきましては、下刈り業務委託が173万7,000円、財産区有地の巡視業務が5万2,000円です。

詳細につきまして御説明させていただきます。

事前に配付しておりました総務市民の常任委員会追加資料の1ページをお開きください。こちらが御笠財産区の区有林の事業の業務委託の位置でございます。

○委員長（八尋一男君） ちょっと待ってね。はい、ごめんなさい。

○管財課長（永利俊美君） よろしいでしょうか。まず、御笠財産区区有林の業務委託の地図でございます。紫で囲っているエリアが御笠財産区の区有地でございます。

令和7年度におきましては、黄色のところは2か所ございます。この2か所について下刈りを行う予定でございます。

内訳についてですが、まず、香園2-88、2-94、施工面積2.02ヘクタールの下刈り、次に、香園2-1、施工面積5.24ヘクタールの下刈りを行うものでございます。

それでは、当初予算の91ページにお戻りください。

次に、14節の工事請負費として25万円。これは先ほどの補修工事費用といたしまして計上しております。

24節積立金といたしまして2,000円を計上しております。

最後に、2款予備費1項予備費1目予備費として5万円を計上しております。

以上、歳出合計額258万5,000円を計上しております。

以上で令和7年度御笠財産区特別会計予算書につきまして説明を終わらせていただきます。

なお、本予算につきましては、2月18日に開催いたしました御笠財産区管理会におきまして御同意をいただいているところでございます。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

高原委員。

○委員（高原良視君） 御笠財産区は基金を取崩しながら事業をしようけど、大体経営は成り立つの。一番心配なのは御笠財産区よね、財産区の中で。基金もないとやから。そういう中で必ずこのように毎年毎年事業をしてるけど、実際的に経営が成り立っていくの。非常に難しいと思うよ。無理して事業をしなくてもいいと思うよ。そうせんと成り立たんよ。昔に戻る可能性があるよ。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君）　今回も繰入金を取り崩して事業を進めているところでございます。高原委員が言われたように、基金がかなり少なくなってきました。3年前のコロナ禍が始まったときも、かなりの赤字が出るおそれがあったので、管理会の皆様と協議をしながら事業を中止したこともございます。

今回につきましては、草刈りをしないとどうしても樹木が育たない状況になりますので、高原委員におっしゃっていただいたように、繰入金の状況などを踏まえ、管理会の皆様と協議をしながら進めているところでございます。

この前、管理会の中で同じような意見がございまして、育林事業だけではなくて、ほかの事業を考えないといけないのではないかとといった御意見もありました。そういった中で、事業があるのであれば調べていただいて、研修を開き、赤字にならないように別の事業を考えると、そういうところを踏まえていかないといけないかなという御意見もいただいております。なるべく赤字が出ないような形で事業を進めていくように、今、管理委員の皆さんと協議をさせていただいておるところでございます。

○委員長（八尋一男君）　高原委員。

○委員（高原良視君）　根本的に考え方を改めんと。要するに木を切ってしまうばね、今言われるように、ずっと下草を何年もしていかなと植林した分が全部没になるわけよね。その植林せないかん体制を取ったのは切るからやろう。木を切って、収入がそのときは出ますと。出ても、後の20年なら20年間の経費がどれだけかかるかということまで考えた上で伐採をせんと。そのときは収入があっても、積算したらマイナスになってる、現状は。やっぱり担当事務局とすれば、そういう形で管理委員さんにその分まで含めた説明をしながらしていかなと、最初に言ったように経営が成り立たんよということなんですよ。よろしく願いしときます。

○委員長（八尋一男君）　課長。

○管財課長（永利俊美君）　高原委員がおっしゃったように、先のことを見据えて、5年なりのスパンとか10年スパンとかを見ながら財政計画を立て、管理委員さんの皆さんと御協議をして事業を進めさせていただきたいと思います。

○委員長（八尋一男君）　上村委員。

○委員（上村和男君）　高原委員が言われた赤字だった時代というのは、20年ぐらい前は赤字ですよ。管理費すら負担し切れなかったんで、市が負担してました。何でこんなことがあるのかと。私が議員になったときもたしかそうだったんで、何でこんなことが起こ

るんだと言ったことがあります。いろいろ説明をしてもらわないと、1年生議員だから何でだというね。何でだ何でだって聞くと、何も考えてなかったんじゃないかというね。議論があって少し考えないといけないということで、少し手立てが打たれたかのように思うんですけども、よくよく考えないと、本当に財産区なのか……。名目は財産区ですけど、負債を抱えるようなことになりかねないというね。一般会計繰出金は34万2,000円なんですよ。その前の二日市財産区は77万円出してます。どれくらい事務内容が違うのかと聞こうかなと思ってたぐらいですから。

今一番金がかかるのは御笠財産区です。ただ、御笠の人たちは、当時聞いてみたら、みんなでお金を出し合ってちゃんとやろうとされているところなんです。そしたら、その管理のお手伝いをする管理会も大変だと思いますが、市としての育林事業といいますか、森林業務みたいなものをどう管理していくかという。本当に5年10年じゃ済まない話でしょう。植林してから40年以上経たないと材木として出せないでしょうからね。そういう意味では少し長期にわたって見通しを立てる、あるいは違った意味で森林が果たす役割のようなことをきちっと計算に入れて。

今度の施政方針の中でも幾らか触れられていますから。当たり前のようにしてそれを補償していく、育林事業として補助金を出すのが当たり前だというような議論が起これば、それは一つの環境政策としてやってますという話になって、少し理由になるんですけど、財産区としてやっているうちはこれは成り立っていないでしょうというね。二十数年前と少しも変わらないし、40年前からって言われているので、またそこへ陥らないようにするために、もう少しいろんな人の知恵を借りてやれば……。

やってる事業そのものは大事なCO₂削減の手立てになるはずですから、そういうこととして計算をし直すぐらいのことをやられたらどうかなと私は思っています。心配はもつとも、これを特別会計で単独でやってたら、ずっと赤字やないと。何年たったら潰れるのという議論になっちゃいますから、実は育林事業を通じてこういうことに貢献できるようにしておりますぐらいのことが話せるように、開き直ってくださいとは言いませんが、そういう大事な事業ですよという話ぐらいは用意されたいほうがいいかもしれません。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 二人の委員から言われていることはもっともなことで、持続可能な育林事業をやっていかないかんとすることを考えると、何も杉とかヒノキじゃなくて、イノシシや鹿の餌になるタブノキとか栗とかドングリとかを植えるのも手でしょうし、僕

の記憶ではナラの木かな、10年ぐらいで一気にすごく大きくなる木もありますよね。だからそういうのを植えて、結果的に、先ほど言いました鳥獣被害じゃないですけど、そういうことがないようにすることも一つ考えられる時期だと思うので、そういうことも含めて検討していただきたいと思います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） これで質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第32号について討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第32号、令和7年度筑紫野市御笠財産区特別会計予算についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

そのまま行きましょう。

それでは、議案第21号、令和6年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、議案第21号、令和6年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算につきまして御説明させていただきます。提案内容の補足説明書の69ページをお開きください。

歳入歳出予算補正前の額4,572万3,000円に歳入歳出予算補正額1,473万9,000円を減額し、歳入歳出予算補正後の額を3,098万4,000円とするものです。

まず、歳出予算の内容でございます。

1款1項1の財産管理費につきましては、事業確定により1,473万9,000円減額するものです。

次に、歳入です。

1 款 1 項 1 目生産物売払収入につきましては、主伐売払収入減により1,290万2,000円減額するものです。

1 款 2 項 2 目利子及び配当金につきましては、配当金確定により25万2,000円増額するものです。

2 款 1 項 1 目造林補助金につきましては、補助金減で393万7,000円減額するものです。

3 款 1 項 1 目繰入金につきましては、繰入金の減額について15万2,000円減額するものです。

4 款 1 項 1 目繰越金につきまして、前年度繰越金確定により200万円増額するものです。

それでは、具体的な内容につきまして、補正予算書の事項別明細にて御説明させていただきます。予算書の55ページをお開きください。

こちらにつきましては、歳入の補正予算事項別明細書です。御参照のほどよろしく願います。

次の56ページ57ページにつきましては、歳出の補正予算事項別明細書及び補正予算に伴う財源の内訳を記載しております。併せて御参照のほどよろしく願います。

続きまして、補正予算書の58ページ59ページをお開きください。

歳入についてでございます。

1 款 1 項 1 目生産物売払金補正前予算3,021万6,000円を1,290万2,000円減額し、1,731万4,000円とするものです。これは一部作業道が困難な箇所が判明したため、作業道の復旧に時間を要し、このことにより施工面積を見直したことによる主伐売払いの収入減となったものでございます。

それでは、配付しておりました総務市民委員会の追加資料、補正の分をお開きください。

まず、お配りしております写真で赤色で記載しているところが平等寺山財産区の区有地でございます。図面の着色している中に赤色の太い線を記載しておりますけれども、こちらが作業道でございます。その中で2か所ほど青色で囲っているところがございますけれども、こちらが作業道の復旧箇所になります。この作業道の復旧に時間を要したことによりまして、緑色とオレンジ色の下に白色で囲っているエリアがございますけれども、この主伐の予定箇所ができなくなりましたので、その分を変更しているところでございます。

次のページを御覧ください。参考といたしまして、作業道の復旧工事の概要を記載しております。

復旧箇所①②とも作業道の一部が壊れましたので、それに伴いまして耐候性の土のう設

置、耐候性の大型土のう設置、盛土を行い、復旧をしたところでございます。こちらにつきましては完了が12月になりました。このことによりまして全体の面積、当初予定していた箇所できないところが判明したので、補正減とするものでございます。

それでは、補正予算書の58ページ、59ページにお戻りください。

1款2項2目利子及び配当金、補正前予算20万4,000円を25万2,000円増額し、45万6,000円とするものです。これは積立金利子確定及び福岡県広域森林組合の出資配当金によるものでございます。

2款1項1目造林補助金、補正前予算1,251万円を393万7,000円減額し、857万3,000円減額するものです。こちらにつきましては、先ほど御説明いたしました、施工面積を見直したことによる補正減でございます。

3款1項1目繰入金、補正前予算211万8,000円を15万2,000円減額し、196万6,000円とするものです。これは繰入金を減額するものでございます。

次に、60ページ、61ページを御覧ください。

歳出についてでございます。

1款1項2目財産管理費、補正前予算4,352万4,000円を1,473万9,000円減額するものです。これは、先ほど御説明いたしました、施工面積を見直したことによる育林事業の委託料を減額するものでございます。

なお、補正予算につきましては、2月の17日に開催いたしました平等寺山財産区管理会におきまして御同意をいただいたところでございます。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第21号について討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第21号、令和6年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第1号）について

の件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

永利課長、最後、ちょっと頑張っていきましょうかね。

○管財課長（永利俊美君） はい。

○委員長（八尋一男君） 続きまして、議案33号、令和7年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計予算についての件を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、議案第33号、令和7年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計予算につきまして御説明いたします。まず、令和7年度筑紫野市特別会計予算書93ページをお開きください。

歳入歳出予算額の総額を、歳入歳出それぞれ4,429万6,000円と定めるものでございます。

次に、94ページを御覧ください。

まず、歳入予算につきましては、1款財産収入3,031万2,000円、2款県支出金1,099万円、3款繰入金299万1,000円、4款繰越金1,000円、5款諸収入2,000円、合計いたしまして4,429万6,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

1款総務費4,419万1,000円、2款積立金5,000円、3款予備費10万円、合計いたしまして4,429万6,000円とするものでございます。

続きまして、具体的な内容につきまして事項別明細書により御説明いたします。

予算書の96ページをお開きください。歳入の当初予算事項別明細書です。こちらについては御参照のほどよろしく願いいたします。

次の97ページにつきましては、歳出の当初予算事項別明細書及び当初予算に伴う財源内訳です。併せて御参照のほどよろしく願いいたします。

続きまして、98ページを御覧ください。

まず、歳入です。

1款財産収入1項財産売払収入です。

1目生産物売払収入といたしまして2,943万6,000円を計上しております。これは主伐事業、利用間伐事業における立木売払の収入見込みとなっております。

2目土地売払収入です。土地売払収入といたしまして名目1,000円を計上しております。次に、2項財産運用収入です。

1目の財産貸付収入67万円です。この内訳につきましては、電柱敷地の貸付料でございます。

次の2目利子及び配当金20万4,000円です。これは積立金の利子及び福岡県広域森林組合からの出資金の配当金でございます。

次の3目分収金は1,000円です。こちらについては名目として計上しております。

続きまして、2款県支出金1項県補助金1目造林補助金といたしまして1,099万円計上しております。こちらにつきましては、造林事業に伴う国県等からの補助金でございます。

続いて、3款1項1目繰入金です。基金繰入金といたしまして299万1,000円を計上しております。

次の99ページを御覧ください。

4款1項1目繰越金、5款1項1目預金利子及び2目の雑入は、それぞれ名目で1,000円を計上しております。

以上、合計いたしまして、歳入合計額4,429万6,000円を計上しております。

続きまして、歳出でございます。100ページを御覧ください。

まず、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費121万円を計上しております。内訳ですが、まず、1節報酬といたしまして11万6,000円計上しております。これは管理会委員の報酬でございます。

8節旅費といたしまして、3万8,000円を計上しております。内訳につきましては、管理会委員の費用弁償といたしまして3万2,000円、職員の普通旅費といたしまして6,000円計上しております。

9節交際費として、2万円計上しております。

10節需用費といたしまして、3,000円計上しております。これは管理会のお茶代でございます。

11節役務費といたしまして、1万2,000円を計上しております。内訳につきましては、郵便料でございます。

26節公課費は、名目1,000円を計上しております。

27節操出金といたしまして、101万円計上しております。こちらにつきましては、当該財産区に係る事務を管財職員が行っているため、事務費負担といたしまして一般会計に繰

り出すものでございます。

次に、3節職員手当等につきましては、職員手当の時間外勤務といたしまして1万円計上しております。

次に、1款総務費1項総務管理費2目財産管理費4,268万1,000円です。

内訳ですが、10節需用費といたしまして2万円を計上しております。これは消耗品費でございます。

11節役務費は、38万2,000円計上しております。これは手数料といたしまして名目1,000円と森林国営保険料といたしまして38万1,000円を計上しております。

22節委託料といたしまして、4,187万7,000円計上しております。これは財産区有地内の主伐造林事業、利用間伐事業、下刈り及び作業道の維持管理業務委託、財産区有地内の巡視業務の委託でございます。内訳につきましては、主伐造林事業が3,252万9,138円、利用間伐事業が512万2,014円、下刈り及び作業道の維持管理業務委託が404万3,798円、財産区有地の巡視業務委託料が17万2,000円でございます。

詳細について御説明させていただきます。

配付しておりました総務市民の追加資料、4枚ものになっていると思いますけれども、こちらのうちの3ページを御覧ください。

まず、赤色で着色している部分が平等寺山の財産区の区域を示しています。

図面上の黄色で着色している箇所は、下刈り業務でございます。施工面積は3ヘクタールを予定しております。

次に、緑色で着色している箇所が主伐を行うところでございます。施業面積は6.18ヘクタールを予定しております。

次に、青色で着色している箇所は、一部樹木が販売できる適齢期を迎えたため、利用間伐を行うものでございます。施工面積は3.73ヘクタールでございます。

次に、4ページをお開きください。

施工面積6.18ヘクタールの主伐と人工造林の計画書でございます。

販売する樹木は、林齢59年、62年の杉2,443本と、林齢59年、62年のヒノキの2,690本です。

次に、売上見込額です。杉が税抜きで1,780万8,000円、ヒノキが税抜きで1,026万円です。単価につきましては、杉が1万2,000円、ヒノキが1万8,000円の単価でございます。杉とヒノキを合計いたしまして、税込みで3,087万4,800円の見込みです。そこから市場整

理費及び市場手数料といたしまして524万1,588円を差し引いた2,563万3,212円が素材の売上げになります。また、チップ代といたしまして税込みで135万円、補助金といたしまして810万1,710円を足しまして、収入総計は3,508万4,922円を見込んでおります。

支払いにつきましては、主伐の人口造林業務委託が3,252万9,138円を予定しておりますので、歳入の総計から歳出総計を引きまして、255万5,784円の収入を見込んでいますところでございます。

次に、4ページをお開きください。

施工面積3.73ヘクタールの利用間伐の計画書でございます。

販売する樹木は、林齢70年の杉671本です。

次に、売上見込額です。杉が税抜きで255万3,000円で、単価が1万1,500円です。税込みで280万8,300円の見込みです。そこから市場整理費及び市場手数料53万4,798円を差し引いた245万3,502円が素材の売上げになります。また、チップ代といたしまして税込み18万円、補助金といたしまして288万8,990円を足しまして、収入総計534万2,492円を見込んでおります。

支払いにつきましては、利用間伐の業務委託料が512万2,014円を予定しております。

以上、収入総計から支出見込額を差し引きまして、22万478円の収入を見込んでおります。

それでは、予算書の100ページにお戻りください。

14節の工事請負費として、40万円を計上しております。

15節原材料費、18節負担金、補助金及び交付金は、それぞれ名目として1,000円計上しております。

次に、1款総務費1項総務管理費3目林道費の18節負担金、補助及び交付金といたしまして、30万円を計上しております。こちらにつきましては、九千部道路の管理会への負担金でございます。

2款積立金1項積立金1目積立金のうち24節の積立金といたしまして、5,000円を計上しております。

次に、101ページを御覧ください。

最後に、3款予備費1項予備費1目予備費に10万円を計上しております。

以上、合計いたしまして、歳出合計額4,429万6,000円を計上しております。

以上で令和6年度平等寺山財産区特別会計予算につきまして御説明を終わらせていただ

きます。

なお、本予算につきましては、2月の17日に開催いたしました平等寺山財産区管理会において御同意をいただいたところでございます。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員、早かったですね。

○委員（上村和男君） 一つだけ聞いときます。それぞれの財産区の市が担当している事務費がそれぞれ違うんですよ。101万と77万と34万、この差は何で出てるか教えてください。財産区の経営状況を勘案してそうしていますという話ならばそれはそれでいいので、どういう理由でこうなってるのかね。それぞれでなぜ違うのか。私は同じようなことをしてるんじゃないのって思ったものですから、そこがなぜ違うかだけ教えてください。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 一般会計に繰り出す事務費につきましては、まず、1人当たりの給料を当時は300万ぐらいを予定しておりました。それをまず、五つの財産区がございまして、それを均等割りに出したものと、先ほど言われたように経営の状況を踏まえて割合を決めておりますので、それぞれの事務費が違ってきます。

○委員長（八尋一男君） いいですか。課長。

○管財課長（永利俊美君） 事務費自体は2本立てで計算をしております、一つはそれぞれ均等割りといって、五つの財産区を均等に割った形が一つ。もう一つが、事務量と当時の経営状況ですね。例えば御笠のほうはなかなか厳しい状況でございますので、そういったところも加味して率を変えるような形で算出をしております。その合計を足して事務費を出しているところでございます。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 言っているのは、その根拠になるようなことを話して、なるほどとなればいいわけです。勘案してますっていうなら誰がやっているのかというね。委員会で予算が出されとって、その根拠になるような話を一切しないで、こういうつもりですって言われて、はいって行って賛成できんめえが。そいけんが、そこだけちゃんと説明してねって言いよるだけで、そげん難しか話ばしよるわけじゃなかと私は思いますが。皆さんがどう思ってるか分かりませんが、もう少しこういうふうにしていますというふうと言

えませんかね。

○委員長（八尋一男君） 上村委員の言うことはもっともだと思いますが……。

○委員（上村和男君） いや、そうせんと市民に説明のしようがないんですよ。

○委員長（八尋一男君） ちょっと休憩を取ります。

休憩 午後0時24分

再開 午後0時26分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○管財課長（永利俊美君） 事務費の詳しい説明につきましては、後ほど詳細な資料をお持ちして説明させていただきたいと思います。

○委員長（八尋一男君） よろしくをお願いします。

高原委員。

○委員（高原良視君） 私、先ほども御笠財産区のときに発言させていただいたんですが、6ヘクタールを主伐して差引き250万円。この250万っていうたらさ、次、ここに植林するときの植林だけで終わる。それから後ずっとするやない。そこまでこの木を必ず切らないかんという理由はないはずやんな。そしたら後、水持ちが悪いということはないやろう。それが1点。

それからもう一つ、次のページの間伐。これは間伐で20万円。この間伐の分は、いいところを切るとこの間伐で収入を上げようとしようやない。じゃあ、個々に言うたら、作業道とかずっと造とうやない。作業道をずっと造とうやない。その金額の分、作業道をせんどけば、本当に悪いやつの間伐、本当の趣旨で切捨て間伐にすれば、そういうのも要らんやろう。そのところはどういうふうにして財産区の中で説明を……。

それこそ事務局のほうが、もう少し主導して説明をしていかんと、交代されていくから分られない人もいっぱいおられると思うよ。そのところも含めてもう少しせんと資源が無駄になりよっちゃないかいなというふうに私は感じると思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 先ほどの御笠財産区と同様に、平等寺山財産区についても長期的なスパンでの経営状況などを踏まえて、もう少し踏み込んで精査をして、管理会に事

務局のほうから提案して、経営状況の改善とかを含めて話を進めさせていただきたいと思
います。

○委員長（八尋一男君） よろしくをお願いします。

討論、採決は、一覧表が出てきて……。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 先ほど令和6年度の補正のときに説明いただいた、復旧工事があ
ったために主伐を予定していたけどできなかった南側の箇所、あそこが今回入ってないよ
うに見えるんですけど、これはまたやる予定なんですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 作業道の復旧をしたんですけども、その下の行く道を含めて、
現地は急傾斜地とかになっております。それに作業道を設置をするとかかなりの費用がかか
りますので、ここは当面見送りをさせていただいておるところでございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 午前中の審議はこれで終わりたいと思います。

一覧表が出てきて、そして討論、採決といたします。

再開を1時半からいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） じゃあ再開を1時半からとしたいと思います。よろしくお願
いします。

以上で午前中の審議を終わります。

—————・—————・—————
休憩 午後0時30分

再開 午後1時30分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の審議の懸案事項でありました、各財産区の事務費の割当てについての説明から
お願いをしたいと思います。

課長、お願いします。

○管財課長（永利俊美君） それでは、事務費について説明をさせていただきます。

始める前に、タイトルの総務市民常任委員会の「員」という字が、すみません、抜けておりました。申し訳ございませんでした。修正のほうよろしくお願いたします。

それでは、財産区の事務費の算出につきまして御説明させていただきます。

まず、令和7年度の五つの財産区の手務費相当負担額といたしまして、360万円を計上しております。それに対しまして各財産区の手務費算出内容につきまして、まず、事務料7割、均等割3割で案分しております。事務料については、360万の7割ということで252万円、均等割ということで3割、360万の0.3掛けということで108万円としております。

この事務料252万円案分した額にそれぞれの二日市財産区、御笠財産区、平等寺山財産区で、AとBと書いておりますけれども、まだ武蔵財産区と山家財産区については当初予算の議会が開催されておきませんので、ここはAとBとしております。

252万円に対してそれぞれの事務料であったり当時の経営状況、そういったものを踏まえてそれぞれの率、二日市財産区であれば22%、御笠財産区であれば5%、平等寺山財産区であれば31.5%、A財産区は10%、B財産区は31.5%、そういった事務料の案分でそれぞれ出させていただきます。二日市財産区については55万4,000円、御笠財産区につきましては12万6,000円、平等寺山財産区については79万4,000円、A財産区は25万2,000円、B財産区は79万4,000円と算出しております。

均等割につきましては各財産当たりの額になりますので、108万円から五つの財産区を割ったもの、21万6,000円ということで、それにそれぞれ事務料と均等割を足して、事務費相当負担額ということで算出しているところでございます。

1の二日市財産区は77万円、御笠財産区は34万2,000円、平等寺山財産区は101万円、4のA財産区は46万8,000円、B財産区は101万円、合計いたしまして360万円という計上をしているところでございます。

以上、説明を終わります。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から追加資料による説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） （2）の事務料の案分ですけど、例えば22%とか31.5%というように結構細かく案分割合が設定されていると思います。この事務料のパーセンテージというのは、例えば時間なのか、何に応じてこのパーセンテージが決められたのかを教えてくださいたいと思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） こちらの割合については、当時平成16年以前も7割と3割で計算して、それぞれの各率を出しております。その中で、恐らく、時間ではなくて決算書関係の数字を見て、そのときの経営状況を踏まえて、この率を算出したところでございます。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第33号について討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第33号、令和7年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計予算についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

所管課入替えのため、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後1時35分

再開 午後1時35分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議題に入ります前に、嵯峨部長より出席職員の紹介をお願いします。

部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） それでは、続きまして、筑紫野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてということになります。

担当所管の危機管理課職員が参っておりますので、御紹介いたします。

危機管理課長の中村でございます。

○危機管理課長（中村昭治君） 中村です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、議案第8号、筑紫野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。課長。

○危機管理課長（中村昭治君） それでは、議案第8号、筑紫野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。議案書は47ページ、提案内容補足説明書は29ページとなります。

提案内容補足説明書の29ページを御覧ください。今回の条例改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令、令和6年政令第394号が令和7年4月1日から施行されることに伴い、筑紫野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、別表、退職報償金支給額表の勤務年数区分に新たに35年以上の区分を追加するものです。

新旧対照表として、30ページから31ページを御覧いただきたいと思ひます。

35年以上の勤務年数にあつては、それぞれの階級においてこれまでの最高支給額の区分であった30年以上の退職報償金の額にそれぞれ10万円を増額した形となっております。

説明については以上です。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。4月1日の時点で35年以上して下さっている方が何名いらっしゃるのか分かりますか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 今回の条例改正はあくまでも令和7年4月1日以降の退職者への支給となりますが、令和7年度末でこの35年以上の対象となる団員は4名です。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第8号について討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第8号、筑紫野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、これより所管事務調査に入りたいと思います。

食物アレルギー避難者に対する備蓄品確認について、執行部から説明をお願いします。課長。

○危機管理課長（中村昭治君） それでは、食物アレルギー避難者に対しての備蓄品確認について説明をさせていただきます。

委員会資料を御覧いただきたいと思います。

○委員長（八尋一男君） ちょっと待ってね。お願いします。

○危機管理課長（中村昭治君） それでは、2ページを御覧ください。

備蓄食料の内容及び数量を各避難所別の数量の一覧として記載をさせていただいております。

(1)の表につきましては、本庁、一時避難所、福祉避難所における備蓄食料を、(2)の表につきましては、二次避難所に当たるところの備蓄食料を記載させていただいております。

アレルギー対応の備蓄食料といたしましては、表の下段に記載しておりますとおり、特定原材料の8品目——エビ、カニ、クルミ、小麦、ソバ、卵、乳、落花生、特定原材料に準ずるもの20品目——アーモンド、アワビ、イカ、イクラ、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ゴマ、サケ、サバ、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、桃、山芋、リンゴ、ゼラチン、以上28品目を含まない食品としております。

表に記載しておりますとおり、アルファ化米の味つき個包装にあつては、全体の個数

7,100食のうち6,600食の93%をアレルギー対応させていただいております。

アルファ化米の味つきの炊き出しにあっては、全体1,000食のうち500食、50%、副食であれば、全体合計の9,948食のうち4,548食がアレルギー対応、約46%、菓子類にあっては、全体の2,124食のうち1,104食、約52%がアレルギー対応です。ミルクにあっては、全体の個数250個のうち26個、約10%のアレルギー対応という状況になっておるところです。

説明については以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） すみません、二次避難所でアレルギー対応食品が配備されていない小学校につきましては、いつ頃配備される予定でしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 令和6年度における入替えてアレルギー対応でない食品を引き上げた上で、アレルギー対応の食品を配備する予定としております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかに。高原委員。

○委員（高原良視君） よく分からないんですが、これの在庫がなくなったらすぐ出てくるとかいな。避難所で、あ、食べてしもうた、なくなりましたってなったら、どこかにあるとかいな。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 補充にあっては、表に記載しております「本庁ほか」のところの部分それぞれの避難所に輸送するようにしております。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 私が言ってるのは、大規模になったときです。こんなのって、大規模になったときはすぐなくなるやない、備蓄しとう分とか。そしたらすぐそういうものって……。なかなかないっちゃんないかいなと思いつつながら。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 備蓄食料にあっては、現在、最大想定避難者数が約4,000名と今見込んでおります。そのうちの1日分、いわゆる1万2,000食分を現物として筑紫野市内に備蓄するように、今、行っているところです。

今、高原委員から、これが尽きたときどうするかという御質問がございましたけど、アルファ化米については、昨今のお米の事情もあって納品に時間が少しかかるように聞いております。

市としましては、先ほどお話ししたとおり、今、1日を目標に備蓄をさせていただいております。主食にあっては1日分を、今、確保させていただいております。今後見直し等を進めていくようにしております。その中で、所管課としては可能な限り上積みしていきたいというふうに現時点では考えているところです。

大規模になったときは、当然様々なところからプッシュ型で頂けると考えておりますけど、そういった物が届くまでは現物で対応できるようにやっていければというふうに考えております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 高原委員は、1日分の2,000食を食べたら、その後、補充されるんでしょうかということ聞いてあるように思うけど。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 当然、現物の1日分が仮になくなったとすれば、協定先等からいわゆる食料の供給をお願いするようにはしております。当然市だけではなく、近隣、それと県もきちんと備蓄していただいておりますので、そういったものについては1日半程度あれば流通していくというふうに、今、想定されております。一定対応できるものというふうに考えてはおりますけど、こればかりは絶対大丈夫とは申し上げられませんが、そういったことがないように備蓄に力を注いでいけたらというふうに考えております。

○委員長（八尋一男君） ほかに。山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、今、うちアレルギー対応が何割という御説明があったんですけど、その割合というのは何か基準があって決めてるんですか。それとも、市である程度の想定をして決めてるのか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 最初は、とにかく食料の現物を備蓄することに傾注しておりました。ある一定数が確保できた後に、その後、入替え時期が順次来ますので、その入替えに伴ってアレルギー対応の今の28品目、先ほど説明した28品目を選定するように努めております。入替えを行うたびに、基本的には対応食品が増えてきていると認識してい

ただければと思っております。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 佐々木委員、いいですね。

○委員（佐々木忠孝君） はい。

○委員長（八尋一男君） それでは、質疑を打ち切ります。

○危機管理課長（中村昭治君） ありがとうございます。

○総務部長（嵯峨栄二君） ありがとうございます。

○委員長（八尋一男君） ここで部の入替えのため、しばらく休憩をいたします。

—————・—————・—————
休憩 午後 1 時48分

再開 午後 1 時49分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、所管課が入れ替わりましたので、部長より御紹介をお願いいたします。

部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） それでは、所管事務調査、選挙管理委員会事務局の所管となります。投票環境の向上についてということで御説明させていただきます。

選挙管理委員会事務局職員が出席しておりますので、御紹介いたします。

選挙管理委員会事務局長の前田でございます。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 選挙管理委員会事務局長の前田です。よろしくお願ひします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 選挙担当係長の市川でございます。

○選挙担当係長（市川勝也君） 市川です。よろしくお願ひします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、投票環境の向上について執行部から説明をお願いします。課長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） それでは、調査事項の投票環境の向上について、資料要求事項にあります筑紫地区の期日前投票所の状況について御説明を申し上げます。

資料の一覧表を御覧ください。表に網かけをしておりますところが、市役所以外の投票所となっております。

まず初めに、投票所を市役所のみに設置しておりますのは、本市を含め、太宰府市、那珂川市の3市でございます。

次に、春日市です。春日市は、市役所のほかにふれあい文化センターの計2か所を設置しており、ふれあい文化センターの投票所としての開設日につきましては、施設の休館日を除いて市役所と同じ日でございます。開設の時間につきましては、施設の開館時間が9時30分でございますので9時30分から、終了は20時までとなっております。

次に、大野城市です。大野城市は、市役所のほかにコミュニティセンターを4か所、イオン乙金ショッピングセンターの計6か所を設置しております。開設日につきましては、市役所と同じ日となっております。開設時間については、コミュニティセンターの開館が9時でございますので開始が9時から、終了につきましては20時まで、イオン乙金ショッピングセンターにつきましては、施設の開館時間でありまして10時から終了が20時までとなっております。

資料の説明については以上になります。

○委員長（八尋一男君） 執行部から説明を受けましたが、質疑がある方はありませんか。
山本委員。

○委員（山本加奈子君） 多分、太宰府市が3月の県知事選からとびうめアリーナの期日前投票が始まると聞いてたんですけど、それは分かってらっしゃるということですよね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 太宰府市につきましては、今回県知事選挙から、おっしゃいますとおり、とびうめアリーナを増設されて2か所ということになります。資料につきましては、前回の衆議院選挙のほうで記載をさせていただいております。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） それぞれの自治体のほうでね、この辺でなくても、今、こういうのはどんどん広がるという考え方ですよ。今、筑紫野市の選挙管理委員会の中で、このような議論や、選挙管理委員会の中で、こういう場所に設置しようとか、したらどうだろうかというような議論はあってないの。時代にね、遅れちゃうって言ったらいかんけど、時代が求めている部分だから、選挙管理委員会ですらそういう議論はあってないのかなという思

いで、ちょっとお聞きします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 各選挙が終了しましたら、投票環境という面で投票率を含めたところで期日前投票所の増設等についてのいかんについて議論しておるところでございます。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） そしたらね、その中でじゃあ、増やそうとか、そういう議論はないのかなと思って。それ以前に、選挙管理委員会の中で、事務局のほうから1か所増やすにはどれだけの予算がかかります、どれだけの人員がかかります、立会人がどれだけ要りますとか、今の期日前投票をしてる分や当日の分について、今、人を集めるのが大変ですよという洗脳を事務局が選挙管理委員さんにされてるんじゃないか。だから期日前投票の箇所を1か所増やすにも、そういう部分で、いや、これだけの人数が要って、お金も要るんですよ、人を集めるのも大変ですよと、事務局からそういう説明がふだんあってるんじゃないかという心配をしとります。そういうことはないですよ。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 選挙管理委員会事務局のほうからそのような話を積極的に持ちかけるといことはいたしておりません。あくまでも委員さんを含めて設置の検討いかんについていかがかというところは、先ほど申しましたように、投票が終わりましたら、投票率と環境がどのようなものかというところでの検討をしているところでございます。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 投票率が選挙のたびに低くなっていると。きっと選挙管理委員会でも投票に行ってくださいと啓発しているわけですから、気にしているというふうに私は認識しています。だとすれば、少なくとも期日前投票所をもう一つ増やしたらどうかとか、あるいは複数増やして投票率を上げることがどういう効果につながるかみたいな議論は全くやられていないんですか。

やられてないとすれば、議会のほうでそういう質疑が行われておりますというぐらいは委員会へ報告しておいてくださいね。そのための費用を決めたりするのは議会の役目ですから、議会がば一としてしているから選挙管理委員会が思ってもできないと言われると、私たち議員としては心外でございますので。必要なこととしてみんなで議論をして、それ

こそ修正動議を出してでも増やして構いません。ただ、いろんな事情があるでしょうから、ここでお話を聞かせていただいて、どうですかって聞こうとしてるので。

言葉を選ばないといけなくて、ぶっちゃけたというふうに言うとあれなので、率直に、こういうこともあるものですからということを、言える範囲で、あなたが事務局を担当してて思うことがあれば、この際ここでお話ししていただいて、我々がどういうことを課題として考えればよいのかという宿題ぐらいは提出していただけるとありがたいです。

○委員長（八尋一男君） 課長。

遠回しにいろいろ言われとうみたいなので、よろしくをお願いします。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 総務市民委員会のほうで御意見をいただいたということは、選挙管理委員会のほうでも報告をして、きちんと議論の俎上にのせたいというふうに考えております。

全国的に、上村委員おっしゃいますように、投票率は下がっております。やはり全国の傾向に合わせて本市も下がっているということで、極端に下がっているということではなくて、全国的な傾向に沿って投票率も上下しているところでございます。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 突っ込んであれですけど、この辺を改めて見てますと、まず面積が5市で一番広いのが筑紫野市で、人口でいうと、複数設置している春日市、大野城市と筑紫野市はほぼ同等と考えると、やっぱり1か所というのはどうしてもおかしいんじゃないかなと思ってしまいます。その理由って、例えば、選挙管理委員会の職員数が足りないということが一番大きな原因なんではないでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 近隣市でも一番苦慮しているところは、やはり人員の確保でございます。おっしゃいますとおり、筑紫野市は行政区域の面積が広うございます。そこを含めたところで、先ほども申しました投票率は、筑紫野市は決して低くはなくて、逆に県内でも上位にあるところを鑑みると、すぐに期日前投票所の増設を手立てするには、まだ時期尚早、まだ少し早いかもしれないと考えています。

○委員長（八尋一男君） 副委員長。

○副委員長（白石卓也君） 私の記憶が正しければ、春日市や大野城市って四、五年前までうちと同じでした。それがこれだけ努力されて、大野城市なんかすごいですよ。春日市も増やしています。今度、太宰府市も増やすと。先ほど投票率が低いというお話があ

ったんですが、これはドングリの背比べですから。ドングリって高くないんですよ。その中で、高い、高いって言われても、全然ぴんときません。だから、やっぱり事務方としてもぜひ、管理委員さんが投票所を増やすか増やさないとかを直接的には決めるのではないと思いますけど、予算とか人員とかを割いて、こんなふうにしたいと思いますけどって事務方のほうから積極的に提案をしていただいて、ドングリが竹ぐらいに大きく伸びるようにしていただきたいなと思いますけど、ちょっと思いを聞かせてください。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○選挙担当係長（市川勝也君） すみません、私のほうから発言させていただきます。

各市の期日前投票所の増設の背景は、春日市とか大野城でいろいろあられるかと思いますが、例えば春日市であれば、聞くところによると、いろんな条件あると思いますけど、そもそも期日前投票所が本庁の1階ではなくて、別棟の1階にあるとか、大野城市については、もともと期日前投票所が2階にあるから、市役所入ってすぐじゃなくて乗り継いで行かないといけないというところもございます。春日市については、増設の背景のもう1点としては、春日市役所が春日市の端のほうにあるから、中心部であるふれあい文化センターを増設したという理由もございます。

筑紫野市においては、現状のところ市の中心部、御存じのとおり中心部のところに市役所がございまして、投票率とか立地とかを踏まえて、今のところは1か所という判断になっているということもございます。

○委員長（八尋一男君） 副委員長。

○副委員長（白石卓也君） 今の答えが私に対する思いですか。情けなさ過ぎますよ、本当に。

○委員長（八尋一男君） 関連ですか。

○委員（高原良視君） 今、言われますように、投票率がどうのこうのじゃなくて、期日前投票がどんどん増えてきてるんですね。今、言われる回答の中で、ここは筑紫野市の中心部と。中心部はまだ向こうなんですよね。まだ向こうよね、もうちょっとね。南コミセンと言えば、向こうの一つの中心である南コミセンまでの距離考えて、今の春日なら春日の庁舎があるやない。端って言いながらも。旧庁舎のほうやな。その距離やらも含めて考えて。しないような言い訳とか、そういうふうにしかな聞こえないから、もう少し建設的にね、総務委員会の中でいろんな意見があって、やっぱり市民サービスという形、投票率を上げろうという努力という意味合いでもう少し増やしたほうがいいじゃないかなという気

持ちに立った議論をしていただけたらなというふうに思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 貴重な御意見をありがとうございます。総務市民委員会のほうで御意見を賜ったことにつきましては、真摯に選挙管理委員会のほうで諮りまして、議論していきたいというふうに考えております。

○委員長（八尋一男君） 最後に私の提案ですけど、よその自治体では動く投票場所、それから、あまり動けない人はバスで運ぶという方法もありますので、そういうことも併せて検討していただきたいと思います。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 今、委員長言ってくださったんですけど、先ほど人員の確保が難しいって言われてたんですけど、あるところはもうすぐ選挙ができるようになる高校生とかを立会人とされている自治体も出てきてるんですよ。いろんな意味でそれって大事なことだと思いますし、さっき高原委員とかもおっしゃってくださってましたけど、できない理由を言ってるようにしか私も聞こえなくて、市民の人たちから出てる言葉をみんな代弁してるわけで、さっき移動支援のことも言われましたけど、今日一緒に筑紫野市のホームページの中に市内の公共交通の図があるんですけど、例えば、西鉄二日市駅とかは便利そうで実は市役所に直接行けないとか、そういうところがいっぱいあるんですよ。あるところでは例えば、筑紫野市に申し出れば借りれるバスがあるので、そういうバスを使って、例えばどここの行政区は直接市役所に行けないから、そのバスを、貸切りじゃないけど移動支援で使うとか、いろんな策、もう少し困ってる人たちに向けての寄り添った策が考えられないのかなと思います。

その辺をもう少し建設的に、切り捨てるんじゃないかと、行けんならいいよと。一般質問のときに費用対効果っておっしゃってましたけど、国もある程度財政支援はする、ただ、地方選になったときにできないから、そのとき使えない分の多分予算とかを心配されてのことだと思いますけれども、建設的な議論をしていただければと思います。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 課長、一言。課長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 山本委員おっしゃいますように、市には様々な地域性がある、また、様々な方がおられますので、いろんな場合を想定して、可能なことは何かというところについては、それぞれ選挙が執行されますごとにまたこちらの総務

市民委員会でいただいた御意見も参考にして議論してまいりたいというふうを考えております。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） これにて質疑を打ち切ります。ありがとうございました。
ここで部の入替えのため、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 07 分

再開 午後 2 時 08 分

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議題に入ります前に、宗貞部長より職員の紹介をお願いいたします。

部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） お疲れさまです。企画政策部の宗貞でございます。

所管事務報告として、令和 6 年度の行政評価の運用結果について御報告させていただきたいと思っております。

出席職員の紹介をさせていただきます。

企画政策課の課長の中尾でございます。

○企画政策課長（中尾泰明君） 中尾でございます。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策課企画政策担当係長の齊田でございます。

○企画政策担当係長（齊田 誠君） 齊田です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、所管事務報告、筑紫野市行政評価運用結果概要報告について、執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、令和 6 年度の行政評価の取組について報告をさせていただきます。

資料につきましては、今、委員長からも御案内がございました、令和 6 年度行政評価運用結果概要報告という資料を御覧いただければというふうを考えております。

内容が非常に多くなっておりますので、ポイントを絞って説明をさせていただきたいと考えております。

初めに、ページをめくっていただきまして、紙の資料では1ページ、Side Booksでは2ページ目を御覧いただけますでしょうか。

令和6年度の行政評価の取組をまとめたページでございます。

内容といたしましては、本市では自治体経営における基礎的な考え方や視点として行政評価システムを活用しており、(1)①に掲げる四つの目的の下、(2)に掲げる三つの視点をもって行政評価を行っていることをまとめた内容でございます。

次に、(3)でございます。本市では総合計画に行政評価システムを導入しており、総合計画に掲げる各施策や基本事業、事務事業に成果指標とその目標値を定め、その推移により達成度が把握できるようにしている旨をまとめたものとなっております。

次に、(4)実施計画事業でございます。実施計画とは、総合計画の基本計画に基づく事務事業について、より具体的な実施スケジュールと事業費を定めるものとなっております、計画期間を3年間とし、毎年ローリング方式で見直しを行っているものでございます。令和7年度以降の実施計画事業といたしまして、現時点で186事業が予定をされています。

次に、資料の2ページ目、Side Booksでは3ページ目を御覧いただけますでしょうか。(5)内部評価委員会についてでございます。

毎年度所管課による自己評価を実施しておりますが、これに加えまして、事務事業内部評価委員会による評価も実施しています。令和6年度につきましては、表に記載の17事業を対象に評価を実施しました。

次に、(6)外部評価委員会でございます。

外部評価は、第三者の視点で事務事業の評価を行うことにより、行政資源の有効活用と職員の意識改革を図ることを目的として実施をしているものでございます。

この委員会につきましては、有識者及び市民委員により組織し、令和6年度については下の表のとおり、8事業を対象に評価を行いました。この外部評価の概要につきましては、後ほど説明をさせていただきたいと考えております。

次に、ページを少しめくっていただきまして、6ページ目、Side Booksでは7ページ目を御覧いただけますでしょうか。

この6ページ目からが令和7年度以降の実施計画事業の内容でございます。

1枚めくっていただきまして、7ページ目、Side Booksでは8ページ目を御覧いただけますでしょうか。

この資料の見方でございますが、左から順に、通し番号、事務事業名、その右側に所管

課、そしてその右側には総合計画の施策と基本事業の番号を入れさせていただいています。そして事務事業の概要、年度ごとの予算という構成で、実施計画をまとめています。

この実施計画事業につきましては、いずれも予算を伴う取組であり、詳細につきましては今後予定されております予算審査常任委員会の中で御審査をいただくこととなってまいりますので、本日は詳細な内容の説明は割愛させていただきたいと考えておりますが、今後予算を御可決賜りました暁には、この資料に記載をした事業の概要等を情報公開コーナー等で市民の皆さんにお知らせをしてみたいと考えています。

続きまして、申し訳ございません、少しページが飛びますけれども、資料の32ページ目を御覧いただけますでしょうか。32ページ目からは内部評価委員会の評価結果でございます。

本日は時間も限られていること、また、今年度の対象事業として総務市民常任委員会所管の事業が含まれていませんでしたので、この内部評価に係る詳細な説明は割愛をさせていただき、後ほどお読み取りをいただければというふうに考えております。

続きまして、申し訳ございません、またページが少し飛びますが、資料の38ページ、Side Booksでは39ページ目の外部評価委員会の答申結果及び検討方針のページを御覧いただけますでしょうか。

38ページからが、外部評価に関する資料でございます。外部評価対象事業につきましては、対象事業のうち総務市民常任委員会所管の事業について、内容の御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

すみません、ページが飛び飛びになって恐縮でございますが、48ページ目、Side Booksでは49ページ目を御覧いただいてもよろしいでしょうか。

48ページでございますが、危機管理課所管の防犯カメラ整備事業でございます。この表の見方でございますが、ページの上から順に、事務事業の名称、所管課の名称、そして外部評価委員会の評価結果、そしてその下側が委員会からの具体的な改善要望事項となっております。

そして後ほど説明をさせていただきますが、次の49ページには、委員会からの評価を受けて今後どのように対応していくのかという所管課における検討の方針、方向性をまとめさせていただいています。

それでは、防犯カメラ整備事業につきまして説明をさせていただきたいと思っておりますので、恐れ入りますが、もう一度48ページを御覧いただけますでしょうか。

この事業でございますが、街頭犯罪などの発生を抑止することを目的といたしまして防犯カメラの設置、運用を行う事業でございますが、外部評価委員会からは見直しとの評価を受けています。このうち改善項目の③効果的な防犯カメラの設置について特に留意する必要があるのではないかと考えています。

内容といたしましては、自転車の盗難が多発している状況を踏まえ、盗難が発生する可能性が高い自転車駐輪場に重点的に防犯カメラを設置するなど、効果的な場所への設置を推進するよう提言をいただきました。具体的には、警察や地域、施設管理者からの要請や要望に基づくものにとどまらず、犯罪の動向を調査、分析した上で、市が主体的かつ計画的に防犯カメラの整備を進めるべきではないかという趣旨の提言というふうに捉えています。

この提言を受けての所管課の検討方針でございますが、49ページを御覧いただけますでしょうか。49ページ、(3)でございますが、犯罪前兆事案発生箇所や通学路の危険箇所等をリスト化し、関係部署、関係機関と連携を図った上で効果的な場所への設置を進めていく。また、2点目といたしまして、委員会からも例として挙げられております自転車駐輪場については、自転車駐輪場の管理者と防犯カメラ設置について協議をするという検討の方向性をまとめています。

続きまして、資料50ページ、Side Booksでは51ページ目を御覧いただけますでしょうか。このページでございますが、同じく危機管理課が所管をしております消費者啓発事業でございます。消費者講座や出前講座、各種の啓発事業などを通して、消費者トラブル、詐欺事件等の発生を予防する取組でございますが、外部評価委員会からは見直しとの評価を受けています。

主な改善要望事項といたしましては、改善項目の③でございますが、成人年齢の引下げに伴い若年層の金銭トラブルが増加していることを踏まえた金融リテラシー教育、さらには市役所や生涯学習センターなどへの移動が難しい高齢者を対象とした公民館等での出前講座の開催など、年齢や環境に応じた啓発を推進すべきとの提言をいただいています。

この提言を受けての所管課の検討方針を51ページ目にまとめさせていただいています。

(3) 年齢や生活環境に応じた消費者啓発の実施の部分に記載をしておりますが、ホームページに加え、コミュニティセンターなどの市内公共施設へのチラシの設置や校長会等で出前講座の周知を図ることで、年齢や生活環境に応じた啓発を推進していきたいという検討の方向性をまとめたものとなっております。

駆け足で恐縮ではございますが、行政評価の運用結果については以上でございます。

また、今回外部評価で各事業について外部評価委員会から御意見をいただいておりますけれども、それぞれの事業を所管しております所管課から所管常任委員会のほうに、この3月議会中それぞれ報告をさせていただくことにしています。

簡単ではございますが、以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑がある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 今、聞かずに予算のときに聞けばいいんだけど、こういう評価を予算編成にどのように反映してるかというのは、予算委員会るとき聞いていいんですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 当然予算審査の中で、そういう御質問、御意見をいただいても問題ないものというふうに考えております。ただ、一方、こちらの答申でございますが、昨年12月から1月にかけて外部評価委員会からの答申を受けたばかりであり、まだ十分な間が取れていない状況でございます。申し訳ございません、各所管からのお答えとしては、まだまだ十分な熟度の検討結果をお示しできる状態ではないかもしれないということを、申し添えさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（八尋一男君） そういうところでございますから、その辺をくみ取って……。

○委員（上村和男君） まだ予算編成にはそんなには……。

○委員長（八尋一男君） 生かされてないと。

○委員（高原良視君） 評価委員会のおり行政はならんけん。執行部の考え方も当然ながらあるけんさ。それは当然ながら。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） これで質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

以上で本日の議事は終了いたしました。これをもちまして総務市民常任委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時21分